

令和元年 7 月 1 0 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案
(令和元年 7 月 1 0 日 諮問第 1 8 号)

[V-High 帯域の有効利用に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(竹下周波数調整官、塚本係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (V-High 帯域の有効利用に向けた制度整備)

1 諮問の概要

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴って生じた空き周波数のうち 207.5MHz～222MHz (V-High 帯域) は、平成 24 年 4 月から、全国を放送対象地域とする携帯端末向けの放送による使用が開始されたが、平成 28 年 6 月にサービスを終了している。

そのような中、規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から 207.5MHz～222MHz の活用方策等について検討を行うこととされたことから、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で開催された「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において V-High 帯域の利用に関する提案募集を行った結果、放送サービスの高度化、IoT 及び通信サービスの高度化の 3 分野のシステムに関する提案が寄せられ、その結果、放送サービスの高度化、IoT 及び通信サービスの高度化の 3 分野のうちいずれか、もしくは複数のシステムに割り当ててを基本方針として取組を進めること、そのために実証検証が行える環境整備を進めること、これに伴った周波数割当計画等の改正を速やかに行うこと等について「V-High 帯域の活用方策に関する取りまとめ」（平成 31 年 4 月 26 日公表）において取りまとめられた。

これを受けて、V-High 帯域について、上記 3 分野の無線システムへ割り当てることが可能であることを明確化するため、それに必要となる周波数割当計画（平成 24 年総務省告示第 471 号）の変更を行うものである。

2 変更概要

周波数割当表第 2 表の国内分配のうち、205MHz を超え 222MHz 以下の周波数の範囲に、「固定」及び「移動」の業務を追加するとともに、これらの無線局の目的欄に「電気通信業務用」、「公共業務用」及び「一般業務用」を追加する。また、同周波数帯の国内分配に「放送 J88」を追加するとともに、無線局の目的欄に「電気通信業務用」及び「放送用」を追加する。

3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

4 意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和元年6月1日（土）から同年7月1日（月）までの期間において実施済みであり、4件の意見があった。

周波数割当計画の一部を変更する告示案 (V-High帯域の有効利用に向けた制度整備)

【参考資料】

諮問の概要

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴って生じた空き周波数のうち207.5MHz～222MHz (V-High帯域)は、平成24年4月に携帯端末向けの放送による使用が開始されたが、平成28年6月にサービスを終了している。

そのような中で、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で開催された「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」(平成31年4月26日公表)が取りまとめられ、放送サービスの高度化、IoT及び通信サービスの高度化の3分野のうちいずれか、もしくは複数のシステムに割り当ててを基本方針として取組を進めることし、そのための実証検証が行える環境整備をすること、これに伴った周波数割当計画等の改正を行うこととされた。

これを受けて、上記3分野の無線システムへ割り当てることが可能であることを明確化するため、必要となる周波数割当計画の変更を行うものである。

変更の概要

周波数割当表第2表の国内分配のうち、205MHz-222MHzの周波数の範囲に

- ・「固定」及び「移動」を追加し、無線局の目的は「電気通信業務用」、「公共業務用」及び「一般業務用」とする。
- ・「放送 J88」を追加し、無線局の目的は「電気通信業務用」及び「放送用」とする。

変更後のイメージ

第2 周波数割当表 第2表 27.5MHz－10000MHz

国際分配	国内分配(MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
第三地域				
174-223 固定 移動 放送	[略]			
	205-222	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
		放送 J15	放送用	
		放送 J88	電気通信業務用 放送用	
[略]				

(脚注)

J15 放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イ^{*}に規定する周波数とする。

J88 放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロ^{*}に規定する周波数とする。

※電波法(昭和25年法律第131号)第26条
総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表(以下「周波数割当計画」という。)を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

[一～四 略]

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数ロ イに掲げる周波数以外のもの

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会

V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ<概要>

基本的な方向性

- V-High帯域の利用に関する提案募集を2度実施した結果、従来割り当てられている移動受信用地上基幹放送に係る具体的な参入希望はなかったものの、その他のシステムに関する提案が以下の3分野で計16件※寄せられた。
※事業面や技術面の課題があるため、現時点では直ちに免許を取得して事業参入を希望する者はなし。
- ① **放送サービスの高度化**(IPDCマルチメディア放送、新たな放送技術方式への移行等)
- ② **IoT**(IoT端末向けデータ同時送信システム等)
- ③ **通信サービスの高度化**(公共・民間共同利用型LTEシステム、公共ブロードバンド用周波数の拡張等)
- 同帯域の有効活用の観点から、これらの提案内容について実証実験を実施するなどの早期実用化に向けた取組が進展していくことが期待される。
- 提案内容の実用化動向を勘案しつつ、**上記3分野のうちいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能**とすることを基本方針として取組を進めることとする。

具体的な進め方

- 提案募集の提案者のうち、**希望者を中心に実証実験を実施し**、必要に応じて総務省が支援を行いつつ、**ユースケースの早期具体化**を図る。
- 上記取組を加速化させるためには、**V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づける**ことが有効。また、これに伴い、「**周波数割当計画**」、「**基幹放送用周波数使用計画**」及び「**周波数再編アクションプラン**」の改訂を速やかに行うことが**適当**である。

実用化の動きが顕在化した場合

- **周波数の割当方針や関連制度の整備に向けた検討を実施。**

今後のスケジュール

- 実証は**2019年度から速やかに開始することとし、当該年度中に一定の取りまとめを行うこととする。**
- **実証期間については、遅くとも2020年度末までとする※**
※当該期間中で具体的な事業参入の希望者が出てきた場合はスケジュールを前倒しする可能性もある。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中については、周波数需要が急増することから、柔軟に対応する必要があることに留意。
- 実証の実施状況については、分科会においても適宜フォローアップを実施。

令和元年 7 月 1 0 日

平成 3 0 年度電波の利用状況調査の評価
(令和元年 7 月 1 0 日 諮問第 1 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 2 9

諮問内容について

総務省合通信基盤局電波部電波政策課

(菊地課長補佐、宮良係長)

電話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 7 4

平成30年度電波の利用状況調査の評価

1 諮問の概要

技術の進歩に応じた電波の最適な利用を実現するため、電波法第26条の2の規定に基づき、周波数を3区分に分け、毎年、電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価している。

平成30年度は、3.4GHz超の周波数を利用する無線局が対象となっており、当該周波数帯における電波の有効利用の程度の評価について諮問するものである。

2 調査・評価の対象

- 平成30年3月30日現在において、3.4GHz超の周波数を利用する無線局
- 無線局数・免許人数：約930万局・約5.2万者

3 調査・評価の概要

本周波数帯の全体的な評価としては、適切に利用されていると判断できる。

周波数区分ごとの調査・評価結果は、別紙のとおりであるが、全体としての主な特徴は以下のとおりである。

- 3.4GHz超の無線局数は平成27年度の146,049局から9,301,425局となっている。これは、3.5GHz帯携帯無線通信の開設によるもので当該システムを除いた無線局数は140,084局であり、平成27年度から4%（5,965局）減少している。
- 周波数区分ごとの無線局数は、3.4GHz超4.4GHz以下の割合が最も大きく、その割合は98.51%（9,162,844局）を占める。また、21.2GHz超23.6GHz以下の割合が最も小さく、その割合は0.002%（186局）を占める。
- 各総合通信局における無線局数の推移は、全体的には平成30年度に無線局数が大きく増加している。いずれの年度も関東局の無線局数が最も多く、平成30年度は4,032,267局である。平成30年度の無線局数は、関東局に次いで、近畿局1,380,104局、東海局994,272局と続く。また、沖縄事務所が最も少なく102,381局である。
- 電波の時間的利用状況は全体的に日中に電波を利用する免許人が多いなど、一日を通して多くの免許人が電波を利用している状況にある。また、年間の運用状態については、365日（1年間）とした免許人が約8割を占め最も多く、150日以上250日未満が最も少なく約0.2%となっているほか、30日未満とした免許人が約8%である。

平成30年度 電波の利用状況調査の評価

令和元年7月
総合通信基盤局電波部
電波政策課

電波の利用状況調査は、周波数帯を3区分に分けて概ね3年毎に電波の利用状況を調査し、電波の有効利用の程度を評価。この評価結果を踏まえ、周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映を実施（根拠規定：電波法（昭和25年法律第131号）第26条の2）

電波の利用状況の調査（電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号））

定例調査
【第3条第1項】

- ①714MHz以下
- ②714MHz超3.4GHz以下
- ③3.4GHz超（平成30年度調査）

携帯無線通信等の
電波の利用状況調査（毎年）
【第3条第2項】

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
【第6条】

〈調査事項〉

- ①免許人数、無線局数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線局の使用実態、他の電気通信設備への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用する周波数の移行計画
- ③発射状況調査（補完）

調査結果を公表するとともに、
評価結果（案）に対する意見募集

意見募集を踏まえた
評価結果（案）の電波監理審議会への諮問・答申

評価結果の公表

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

「平成30年度電波の利用状況調査」の概要

調査対象周波数帯

3.4GHz超の周波数の電波を利用する無線局（平成30年3月30日現在）

調査対象無線局数・免許人数

無線局数 約930万局
免許人数 約5.2万者

※複数の電波利用システムに属している無線局は、当該複数分をカウントしているため、実際の無線局数より多い。

※複数の電波利用システムを利用している免許人は、当該複数分をカウントしているため、実際の免許人数より多い。

調査方法

PARTNER 調査	 無線局DB (総合無線局管理システム: PARTNER)		無線局数等の 基礎数値調査	<調査事項> 免許人数、無線局数、電波の型式、無線局の目的・通信事項等
調査票 調査	 免許人		利用実態等の 報告調査	<調査事項> 無線局の運用詳細、年間/時間毎の運用状況、今後の運用計画等

※ 利用状況調査（PARTNER調査・調査票調査）の補完的な役割を果たすものとして、電波の発射状況調査を実施することができる。

スケジュール

平成30年						平成31年				令和元年		
～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
(※) 調査票送付開始		免許人報告期限	調査結果の集計・分析等			評価結果案の作成 (本省・各総合通信局管轄区域別)				評価結果案 意見募集		電監審 諮問

(※) 調査準備

主な調査結果

3.4GHz超の全体の無線局数は前回調査時の**146,049局から9,301,425局に大幅に増加**。

【増加理由】主に**3.5GHz帯携帯無線通信の開設**により増加。当該システムを除いた無線局数は140,084局であり、前回調査時から▲4% (▲5,965局) 減少。

〈増加傾向の主な無線システム〉

- **5GHz帯無線アクセスシステム** (4.9-5.0GHz) は、**5GHz帯無線アクセスシステム (5.03-5.091GHz) からの移行等**により増加 (12,017⇒13,529局; +1,512)
- **5GHz帯アマチュア** (5.65-5.85GHz) は、**ドローンレースの利用増**により増加 (2,690⇒4,290局; +1,600)
- **DSRC(狭域通信)** (5.77-5.85GHz) は、**渋滞回避支援等の情報提供サービス等の需要増**により増加 (5,591⇒6,804局; +1,213)
- **音声STL/TTL/TSL** (M:6.57-6.87GHz、N:7.125-7.9GHz) 及び**放送監視制御** (M) は、**3.4GHz帯放送事業用無線局の受入れ先**として増加 (270⇒418局; +148) ※STL: Studio to Transmitter Link、TTL: Transmitter to Transmitter Link、TSL: Transmitter to Studio Link
- 機器の整備管理の簡易化等を目的とした**18GHz帯公共用小容量** (17.7-18.72GHz) は、**12GHz帯公共・一般業務 (中継系・エントランス)** (12.2-12.5GHz) **からの移行等**により増加 (2,690⇒4,290局; +1,600)
- **80GHz帯高速無線伝送システム** (71.0-76.0GHz, 81.0-86.0GHz) は、**携帯電話のエントランス回線の利用増**により増加 (68⇒463局; +395)

〈減少傾向の主な無線システム〉

- **放送事業用無線局**について、**3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び放送監視制御**※¹ (3.4-3.456GHz) は、**移行期限 (R4.11.30) が定められていること、映像FPU** (B:5.85-5.925GHz、C:6.425-6.57GHz、D:6.87-7.125GHz) ※²は**アナログ方式の無線局の廃止等**により減少 (※¹) 289⇒180局 (▲109) (※²) 6,827⇒5,880局; ▲947)
- **5GHz帯気象レーダー及び5GHz帯空港気象レーダー** (5.25-5.35GHz) は、**5,327.5-5,372.5MHz帯又は9GHz帯への移行等が推進**されており、無線局数は減少 (61⇒57局; ▲4)
- **11/15/18/22GHz帯の電気通信業務** (中継系・エントランス) は、**光ファイバー等への代替**により減少 (14,433⇒9,046局; ▲5,387) (10.7-11.7GHz、14.4-15.25GHz、17.85-17.97GHz・18.6-18.72GHz、22.4-22.6GHz・23-23.2GHz)
- **衛星アップリンク(移動衛星を除く)** (Ku:13.75-14.5GHz) は、**免許人による通信ネットワークの見直しに伴う無線局の廃止等**で減少 (12,631⇒11,898局; ▲733)
- **50GHz帯簡易無線** (50.4-51.2GHz) は、**より安価な5GHz帯無線アクセスシステムへの移行等**により減少 (1,281⇒937局; ▲344)

主な評価結果（案）

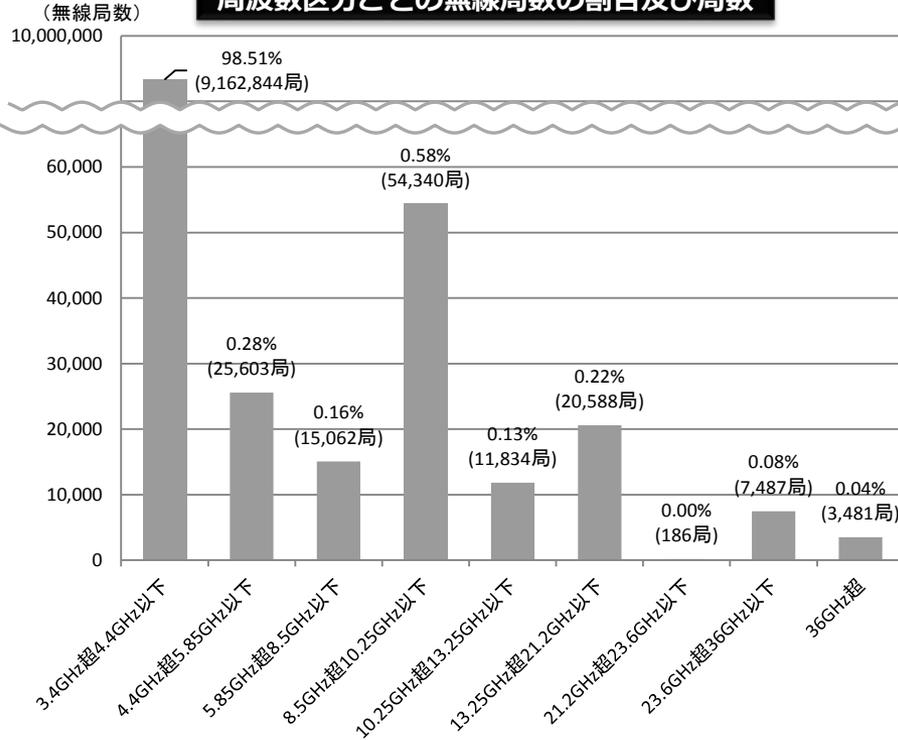
- **映像FPU**（B:5.85-5.925GHz、C:6.425-6.57GHz、D:6.87-7.125GHz）や**50GHz帯簡易無線等**は、無線局数が減少傾向にあることから今後の動向に注視していくことが望ましい。
- **11/15/18/22GHz帯の電気通信業務**（中継系・エントランス）は、無線局数は減少しているものの、光ファイバーの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開や、携帯電話システムの災害時の信頼性確保のために重要な無線局であり、多値変調方式の導入など周波数の有効利用を図っており、適切に利用されている。
- モバイル通信のトラフィック増に対応するため、**無線LANの高度化や周波数拡張に向けた検討を更に推進**することが必要。**DSRC（狭域通信）**については、自動運転システム及びConnected Carの導入・発展を踏まえ、既存のITS用周波数帯（760MHz帯等）に加えて、国際的に調和の取れた周波数帯（5.9GHz帯）も念頭に、既存無線システムに配慮しながら、自動運転向け通信技術の導入に向けた検討を推進することが望ましい。
これらを踏まえ、既存無線システムとのダイナミックな周波数共有の可能性のある周波数帯の検討等を行うことが望ましい。
- **5Gの普及**に向けて、**4.6-5.0GHz、26GHz帯、28GHz帯、38GHz帯**において**5G候補周波数帯**として検討が進められているほか、更に、**WRC-19で国際的なIMT周波数の特定に向けた検討**が行われる予定である。
これらを踏まえ、既存無線システムとのダイナミックな周波数共有の可能性のある周波数帯の検討等を行うことが望ましい。
- 今後サービス開始が見込まれる**Ku帯※¹/Ka帯※²の非静止衛星コンステレーションの実現**に向け、隣接する既存無線システム及び静止衛星システムとの**共用条件等の技術的検討を推進**することが望ましい。
*1 ↓10.7-12.7GHz、↑12.75-13.25GHz、14.0-14.5GHz
*2 ↓17.8-18.6GHz、18.8GHz-20.2GHz、↑27.5-29.1GHz、29.5-30.0GHz
- **36GHz超**は新規周波数の開拓が活発に進められている周波数帯であり、今後も利用可能な周波数を増やすための研究開発や技術試験事務を進め、導入済みの無線システムの普及が円滑に進むよう、二一ズを踏まえ適切に高度化や制度改正等の対応を行っていくことが必要である。

スケジュール

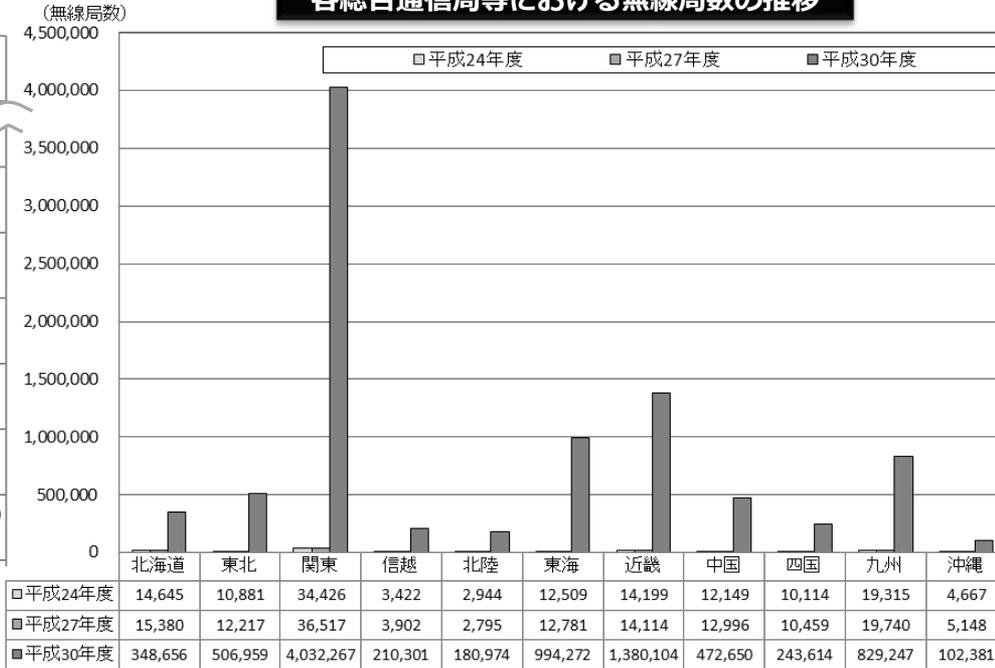
令和元年5月27日 報道発表～電波の利用状況調査の評価（案）の意見募集（5/28～6/27）
令和元年7月10日 電波監理審議会諮問

3.4GHz超の全体的な調査・評価結果

周波数区分ごとの無線局数の割合及び局数



各総合通信局等における無線局数の推移

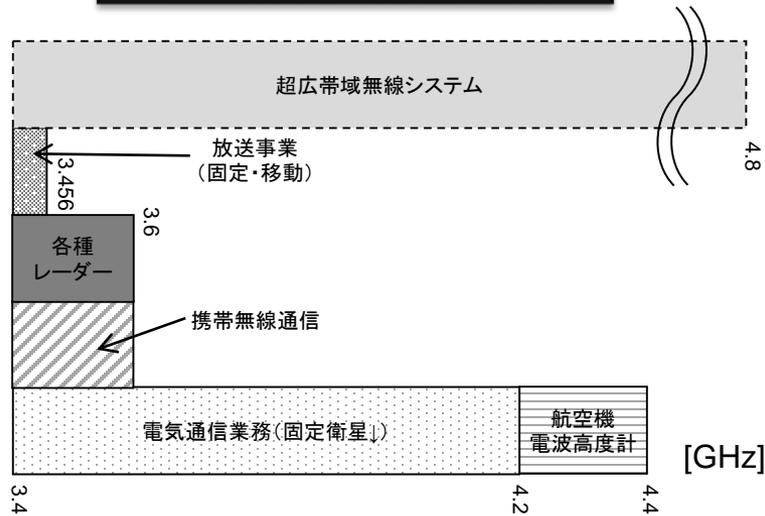


- 本周波数帯の全体的な評価としては、適切に利用されていると判断できる。
3.4GHz超の周波数帯域を9つの周波数区分に分けて、その周波数区分ごとに評価した。
各周波数区分ごとの調査・評価結果は、次ページ以降に記載しているが、全体としての主な特徴は以下のとおりである。

- [1] 3.4GHz超の無線局数は平成27年度調査時（前回調査時）の146,049局から9,301,425局となっている。これは、3.5GHz帯携帯無線通信の開設によるもので、当該システムを除いた無線局数は140,084局であり、前回調査時から4%（5,965局）減少している。周波数区分ごとの無線局数は、3.4GHz超4.4GHz以下の割合が最も大きく、その割合は98.51%（9,162,844局）を占める。また、21.2GHz超23.6GHz以下の割合が最も小さく、その割合は0.002%（186局）を占める。
- [2] 各総合通信局等における無線局数の推移は、全体的には平成30年度に無線局数が大きく増加している。いずれの年度も関東局の無線局数が最も多く、平成30年度は4,032,267局である。平成30年度の無線局数は、関東局に次いで、近畿局1,380,104局、東海局994,272局と続く。また、沖縄事務所が最も少なく102,381局である。
- [3] 免許人への調査票調査を実施した電波利用システムについて、電波の時間的利用状況は全体的に日中に電波を利用する免許人が多いが、一日を通して多くの免許人が電波を利用している状況にある。また、年間の運用状態については、365日（1年間）とした免許人が約8割を占め最も多く、150日以上250日未満が最も少なく約0.2%となっているほか、30日未満とした免許人が約8%である。

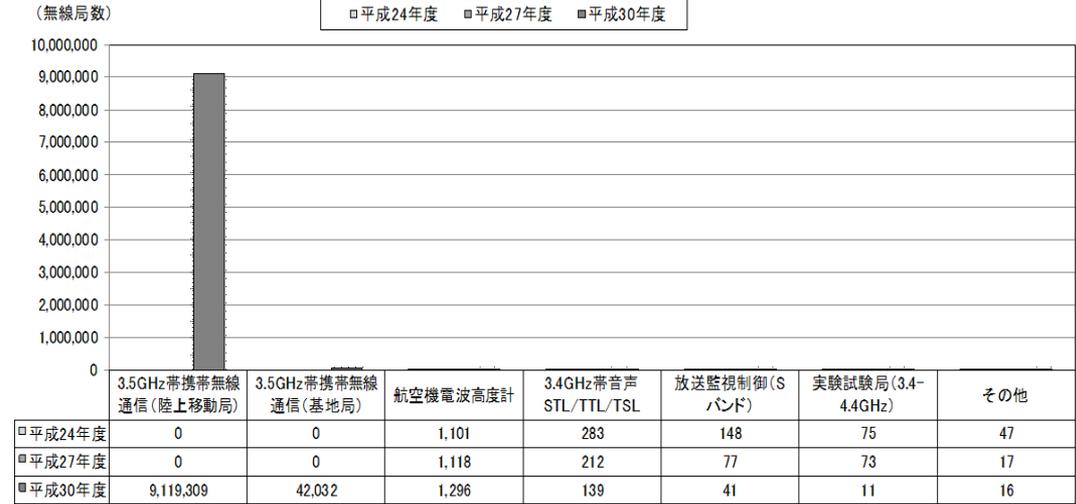
3.4GHz超4.4GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



- (参考)
- 第4世代移動通信システム
 - ・ 3.48-3.6GHz(H26.9月割当て)
 - ・ 3.4-3.48GHz (H30.1月割当て)
 - 第5世代移動通信システム
 - ・ 3.6-4.1GHz(H31.1月割当て)

無線システム別の無線局数の推移



<その他の内訳>

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
衛星ダウンリンク(Gバンド)(3.6-4.2GHz)	6	8	8
3.4GHz帯音声FPU	7	7	7
移動衛星ダウンリンク(Gバンド)	2	2	1

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
衛星ダウンリンク(Gバンド)(3.4-3.6GHz)	0	0	0
3.5GHz帯携帯無線通信(陸上移動中継局)	0	0	0
その他(3.4-4.4GHz)	32	0	0

調査結果のポイント

- 本周波数区分の無線局の9割以上を占める3.5GHz帯携帯無線通信(3.48-3.6GHz帯)の基地局は約4万2千局、陸上移動局は約910万局開設され、普及が進んでいる。
- 放送事業(固定・移動)用無線局については、第4世代移動通信システム(4G)導入に伴い平成34年(令和4年)11月30日を周波数移行期限としている。このうち、3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び放送監視制御(Sバンド)は、前回調査から109局減の180局であり、周波数移行期限までに約8割を超える免許人が移行・代替・廃止を完了予定と回答した一方、約2割の免許人は移行完了予定時期を未定としている。また、3.4GHz帯音声FPUは、前回調査と局数の増減はなく7局であるところ、全ての免許人が移行計画を有しており、平成32年度(令和2年)末までに移行・代替・廃止が完了する予定である。

評価結果のポイント

- 3.5GHz帯携帯無線通信は今後も認定された開設計画に従って無線局が更に開設されることが想定され、また、第5世代移動通信システム(5G)の導入などによる周波数の有効利用も促進されており、適切に利用されているものと認められる。
- 放送事業用の無線局については、引き続き、終了促進措置を活用し、移行期限(平成34年(令和4年)11月30日)までの迅速かつ円滑な移行を推進する観点から、移行時期が未定となっている免許人の動向に注視していくことが望ましい。

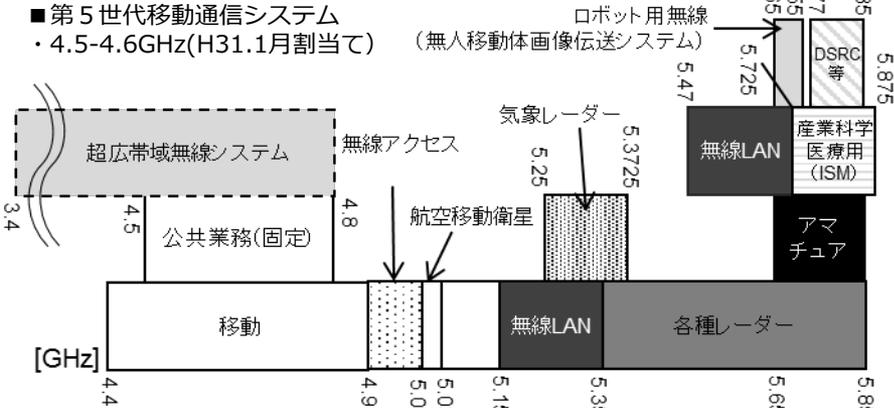
4.4GHz超5.85GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況

(参考)

■ 第5世代移动通信システム

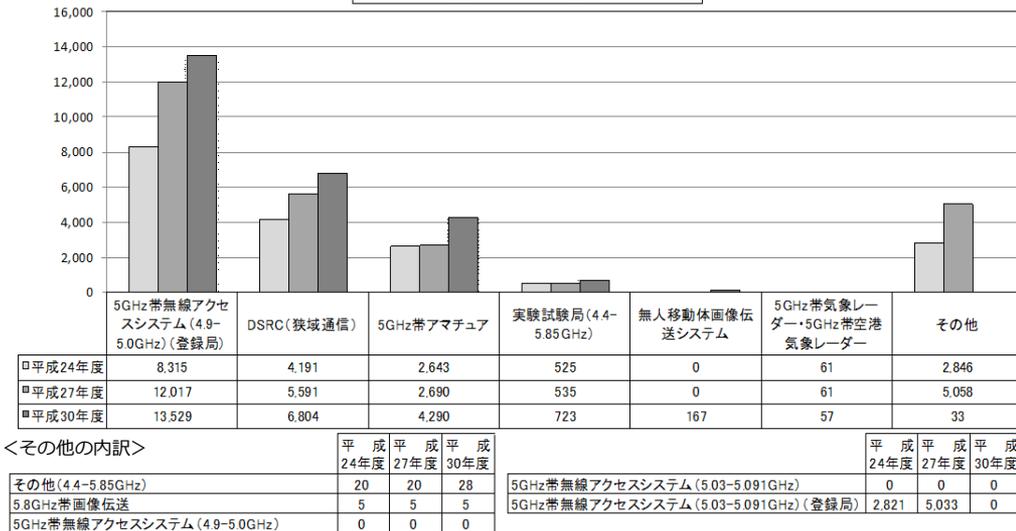
・ 4.5-4.6GHz(H31.1月割当て)



無線システム別の無線局数の推移

(無線局数)

□平成24年度 □平成27年度 ■平成30年度



調査結果のポイント

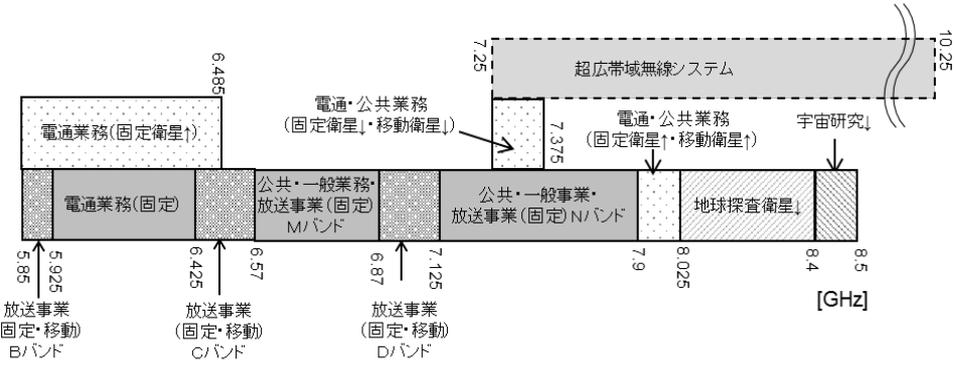
- 本周波数帯区分の無線局数は全体として前回調査時から、5GHz帯無線アクセスシステム(5.03-5.091GHz)の使用期限(平成29年11月30日)の到来等により約1%(349局)減少している。5GHz帯無線アクセスシステム(5.03-5.091GHz)の移行等により5GHz帯無線アクセスシステム(4.9-5.0GHz)が12.6%(1,512局)増、DSRC(狭域通信)が渋滞回避支援等の情報提供サービス等の需要増により21.7%(1,213局)増、5GHz帯アマチュアが59.5%(1,600局)増となっている。
- 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダーについては、高度化を図るため、5,327.5-5,372.5MHz帯又は9GHz帯への移行等が推進されていることから無線局数も減少傾向にあり、91.7%の免許人が他の周波数帯への移行計画を有している。

評価結果のポイント

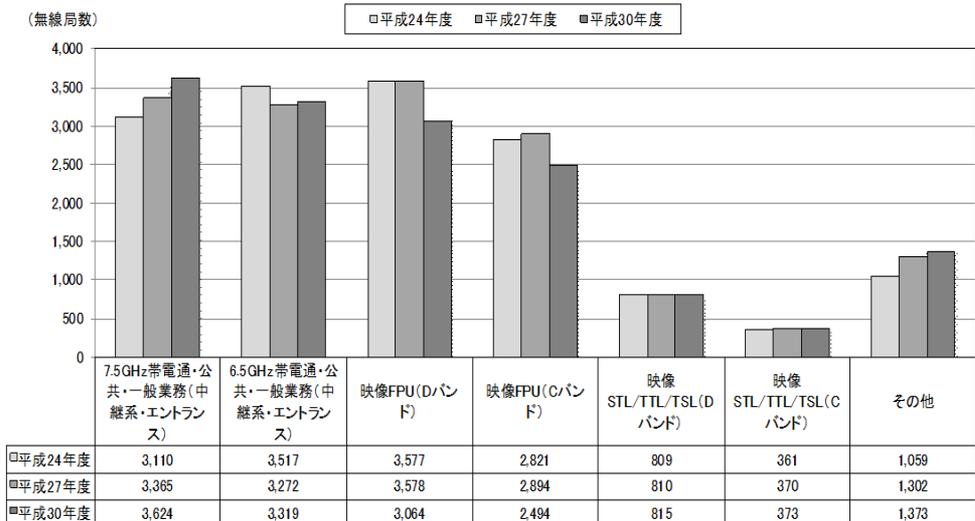
- 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダーについては、固体素子型のレーダーの導入等、周波数の有効利用が図られており概ね適切に利用されていると認められるが、他の周波数帯へ移行が推進されていることから当該周波数帯の需要を注視すべきである。
- 平成31年4月に5Gの特定基地局の開設計画が認定され、今後5Gの利用拡大が想定されるとともに、5Gの需要増に対応するため、4.6-5.0GHz帯について5G候補周波数帯として検討が進められている。また、将来のモバイル通信のトラフィック増に対応するため、無線LANの高度化や周波数拡張に向けた検討を更に推進していくことが必要である。DSRC(狭域通信)については、今後とも新たな道路の建設や車に関連する施設等で利用の増加が想定されるものの、利用形態は主に道路に近接した狭域にとどまるところ、自動運転システム及びConnected Carの導入・発展を踏まえ、既存のITS用周波数帯(760MHz帯等)に加えて、国際的に調和の取れた周波数帯(5.9GHz帯)も念頭に、既存無線システムに配慮しながら、自動運転向け通信技術の導入に向けた検討を推進することが望ましい。
- これらを踏まえ、本周波数区分において既存無線システムとのダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数帯の検討を推進した上で、更なる周波数の有効利用方策の検討を行うことが望ましい。

5.85GHz超8.5GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



＜その他の内訳＞	平成24年度	平成27年度	平成30年度
映像FPU(Bバンド)	379	355	322
音声STL/TTL/TSL(Mバンド)	30	134	228
6GHz帯電気通信業務用固定無線システム	229	260	196
放送監視制御(Mバンド)	48	136	187
映像STL/TTL/TSL(Bバンド)	135	138	138
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	106	122	128
実験試験局(5.85-8.5GHz)	43	57	68
映像STL/TTL/TSL(Nバンド)	53	60	61
衛星(移動衛星を除く)アップリンク(Cバンド)(5.85-6.57GHz)	29	30	30
移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85-6.57GHz)	6	5	6
その他(5.85-8.5GHz)	1	5	6
音声STL/TTL/TSL(Nバンド)	0	0	3
放送監視制御(Nバンド)	0	0	0

調査結果のポイント

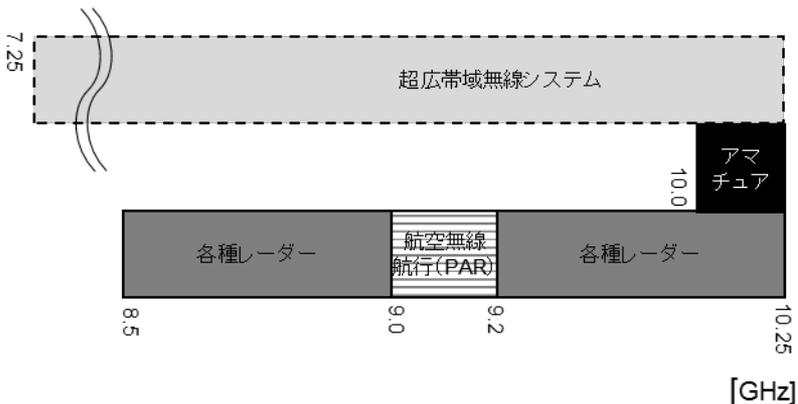
- 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)が24.1%、6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)が22.0%、映像FPU(Dバンド)が20.3%及び映像FPU(Cバンド)が16.6%となっており、これらシステムで本周波数区分の無線局の8割以上を占めている。
- 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)の無線局数が増加している。その理由として防災行政無線の中継用回線等の利用増が考えられ、今後も一定の需要が見込まれる。
- 映像FPU(B、C、Dバンド)については、アナログ方式の無線局の廃止等により、前回調査時から約900局減少しており、約1割の免許人が今後3年間で移行・代替・廃止を予定していることから、今後も無線局の減少が見込まれる。
- 音声STL/TTL/TSL(M、Nバンド)及び放送監視制御回線については、前回調査時と比較して約150局増加し、今後も3.4GHz帯放送事業用無線局の受入れ先として無線局数の増加が想定される。

評価結果のポイント

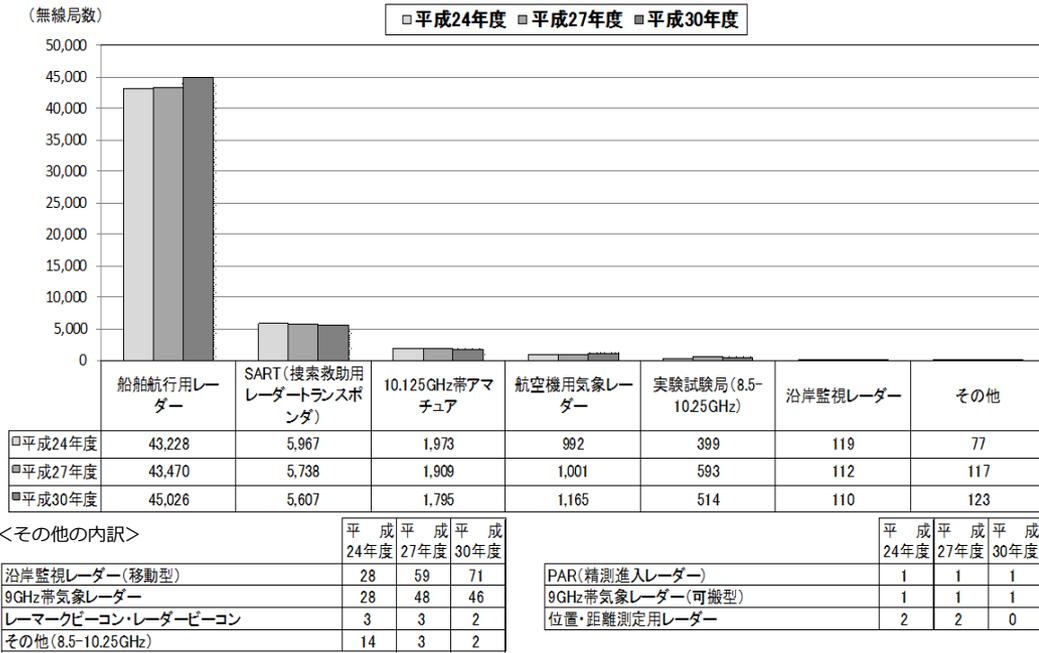
- 映像FPU(B、C、Dバンド)については、無線局が減少傾向にあり今後の動向に注視していくことが望ましい。
- 音声STL/TTL/TSL(M、Nバンド)及び放送監視制御回線については3.4GHz帯放送事業用無線局の受入れ先として無線局が増加傾向にあるほか、その他の無線システムについては前回調査時から多少の増減にとどまっており、これらシステムの重要性から判断すると適切に利用されている。
- 8GHz帯地球探査衛星用途については、近年、民間企業等によるリモートセンシングデータを利活用した衛星ビジネスの普及が見込まれており、それに必要となる周波数需要について今後注視していくことが望ましい。
- 自動運転システム及びConnected Carの導入・発展を踏まえ、4.4GHz超5.85GHz以下の周波数区分と併せて、本周波数区分においてもダイナミックな周波数共有の可能性のある周波数帯の検討を推進した上で、更なる周波数の有効利用方策の検討を行うことが望ましい。

8.5GHz超10.25GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



調査結果のポイント

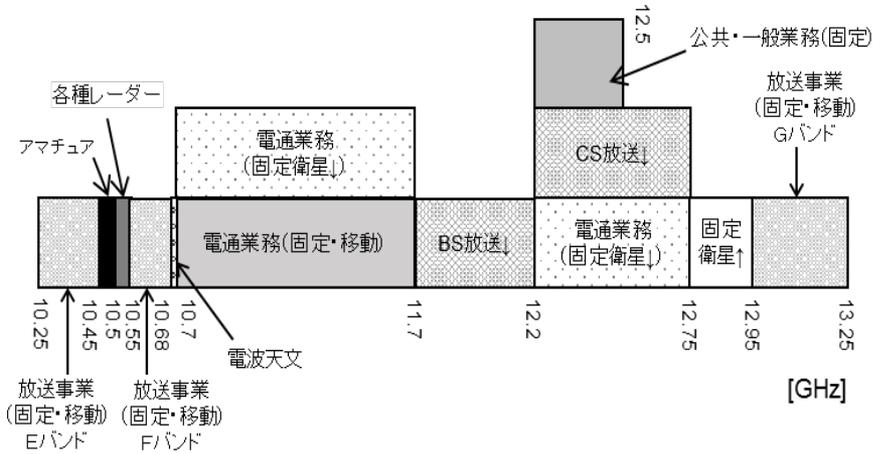
- 本周波数区分の無線局の8割以上を占める船舶航行用レーダーについては、航行の安全確保のニーズや意識向上に伴い、当該レーダーを設置する船舶の増加等により前回調査時から3.6%（1,556局）増加し、45,026局となっている。また、航空機用気象レーダーについても前回調査時から16.4%（164局）増加となっており、航空会社の新規機体の取得等が増加の理由と考えられる。
- 9GHz帯気象レーダーについては、固体化レーダーを導入済・導入中としている免許人が約3割であり、3年後以降に導入予定と回答する免許人も約3割いることから、今後も一定の需要が見込まれる。

評価結果のポイント

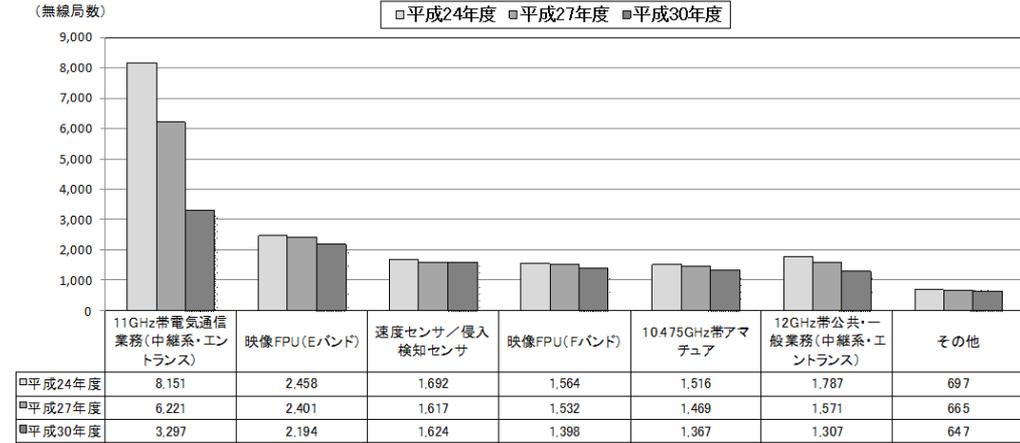
- 本周波数区分においては、主に船舶航行用レーダー及びSART（搜索救助用レーダートランスポンダ）が利用されており、国際的な周波数割当てとも整合がとれていること等から、適切に利用されていると認められる。
- 一方、本周波数区分はレーダーでの利用の需要が高く、今後、気象用や探査用に利用が拡大することが想定される。特に、ゲリラ豪雨等の観測体制強化のため、9GHz帯気象レーダーの需要増や5GHz帯気象レーダーの受入先としても期待されるため、更なる周波数有効利用を図っていくことが望ましい。併せて、9GHz帯の気象レーダーの普及に向けて、周波数帯を共用するシステム（航空機用気象レーダーや船舶航行用レーダー、沿岸監視レーダー等）との共存のあり方の検討を進めることが望ましい。

10.25GHz超13.25GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



<その他の内訳>

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
11GHz帯電気通信業務災害対策用	282	250	226
映像STL/TTL/TSL(Gバンド)	200	189	177
映像STL/TTL/TSL(Fバンド)	74	73	72
実験試験局(10.25-13.25GHz)	22	38	63
映像STL/TTL/TSL(Eバンド)	64	59	55
衛星ダウンリンク(Kuバンド)(11.7-12.75GHz)	23	27	28
衛星ダウンリンク(Kuバンド)(10.7-11.7GHz)	7	9	8

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
BS放送	9	9	8
映像FPU(Gバンド)	5	5	5
CS放送	6	6	3
その他(10.25-13.25GHz)	5	0	2
11GHz帯電気通信業務テレビ伝送用	0	0	0
SHF帯地上放送	0	0	0

調査結果のポイント

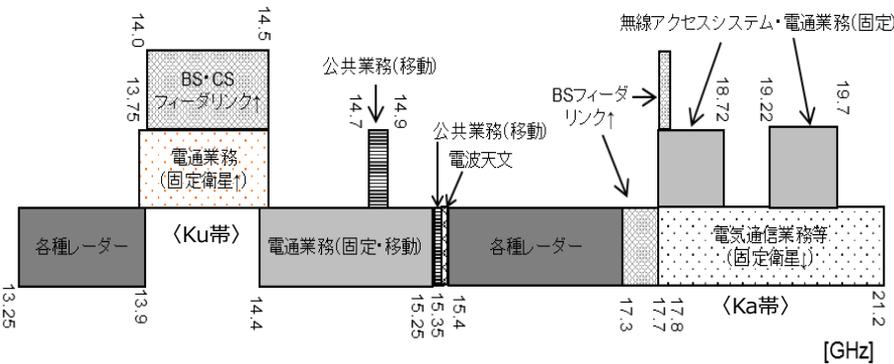
- 本周波数区分の全体として無線局数(11,834局)は前回調査時から23.5%(3,642局)減少し、減少傾向にあるシステムが多い。その理由としては、11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)については光ファイバー等への代替、映像FPU(E、Fバンド)についてはアナログ方式の無線局の廃止等、12GHz帯公共・一般業務(中継系・エントランス)については機器の整備・維持管理の簡易化・効率化を目的とし18GHz帯公共用小容量固定システムに移行したものと考えられる。
- 一方で、11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)については約9割の免許人がデジタル化や多値化した変調方式の導入を予定していること、映像FPUについては今後3年間における無線局数の減少又は増加を見込む免許人がそれぞれ1割程度いること、BS/CS放送については4K・8K放送が開始(H30.12)されていることから、これらシステムについては一定の需要が見込まれる。

評価結果のポイント

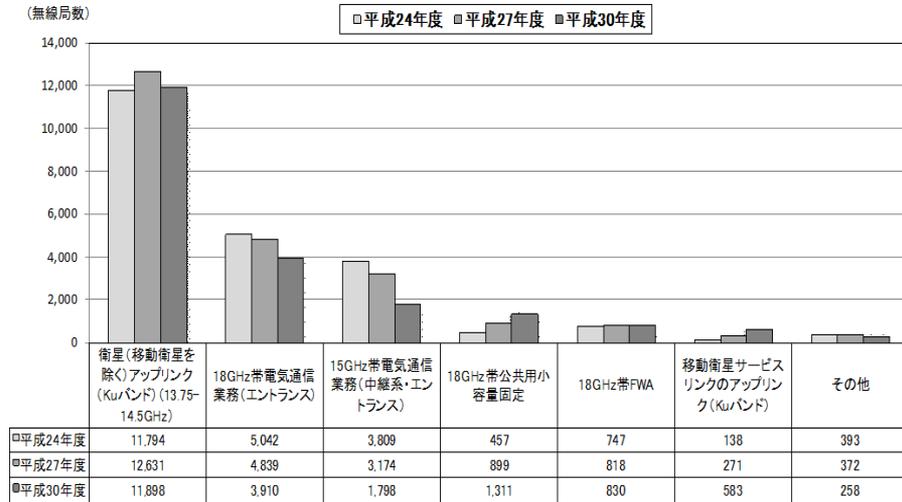
- 本周波数区分においては、11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)の無線局数が前回調査時の約2分の1と大きく減少しているものの、周波数割当ても国際的に整合がとれており、無線局数が減少しているシステムについても一定の需要が見込まれることから、適切に利用されている。
 - 今後サービス開始予定のKu帯*非静止衛星コンステレーションの実現に向け、隣接する既存無線システム及び静止衛星システムとの共用条件等の技術的検討を推進することが望ましい。
- *ダウンリンク: 10.7-12.7GHz、アップリンク: 12.75-13.25GHz, 14.0-14.5GHz

13.25GHz超21.2GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



<その他の内訳>

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
15GHz帯ヘリテレ画像伝送	75	79	73
15GHz帯電気通信業務災害対策用	178	166	72
実験試験局(13.25-21.2GHz)	65	70	66
17GHz帯BSフィーダーリンク	27	25	29
MTSATアップリンク(Kuバンド)	14	14	6
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3-20.2GHz)	2	3	5
沿岸援助用レーダー	16	12	4

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
13GHz帯船舶航行管制用レーダー	1	2	2
CSフィーダーリンク	2	1	1
13GHz帯航空機航行用レーダー	1	0	0
衛星ダウンリンク(Kaバンド)(20.2-21.2GHz)	0	0	0
14GHz帯BSフィーダーリンク	0	0	0
15GHz帯電気通信業務テレ伝送用	12	0	0
その他(13.25-21.2GHz)	11	0	0

調査結果のポイント

- 全体の無線局数の約6割を占める衛星(移動衛星を除く)アップリンク(Kuバンド)(13.75-14.5GHz)については、前回調査時から5.8%(733局)減少しており、通信ネットワークの見直しに伴う無線局の廃止等が考えられる。一方、移動衛星サービスリンクのアップリンク(Kuバンド)の無線局数は約2倍(312局)増加しており航空機向けブロードバンドサービスの普及等によるものと考えられる。これらシステムについては、約7割の免許人が他の周波数帯からの移行や他の電気通信手段との冗長性確保を理由に今後3年間で無線局を増加させる予定としている。
- 携帯電話のエントランス回線等に利用される15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び18GHz帯電気通信業務(エントランス)はそれぞれ43.4%(1,376局)及び19.2%(929局)減少している。その理由として、通信量増に対応するための通信容量の大きい光ファイバー等への代替等が考えられる。
- 18GHz帯公共小容量固定は412局増加している。その理由として、防災行政無線等の中継系・エントランス回線の需要増、12GHz帯公共・一般業務(中継系・エントランス)からの移行等が考えられる。

評価結果のポイント

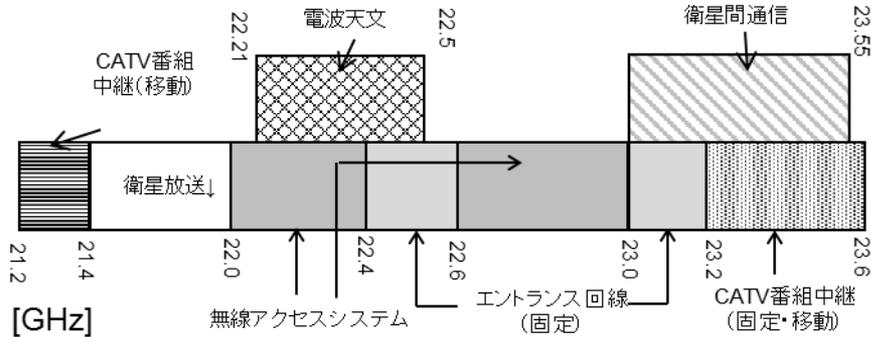
- 衛星(移動衛星を除く)アップリンク(Kuバンド)(13.75-14.5GHz)及び18GHz帯電気通信業務(エントランス)の無線局で本周波数区分の約8割を占めるが、これらは災害時の信頼性確保の対策に取り組んでおり、周波数割当ても国際的に整合がとれていることから、適切に利用されている。18GHz帯電気通信業務(エントランス)については、光ファイバーの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開、携帯電話の災害時の信頼性確保等に重要な無線局であり、多値変調方式の導入等システム高度化を実施したことも踏まえ、今後も周波数の有効利用を推進することが適当である。
- 今後サービス開始が見込まれるKu帯*1/Ka帯*2非静止衛星コンステレーション等の新たな衛星システムの導入や既存システムの高度化等により周波数の有効利用に資する取組が引き続き進められることが望ましい。

*1 ダウンリンク：10.7-12.7GHz、アップリンク：12.75-13.25GHz,14.0-14.5GHz

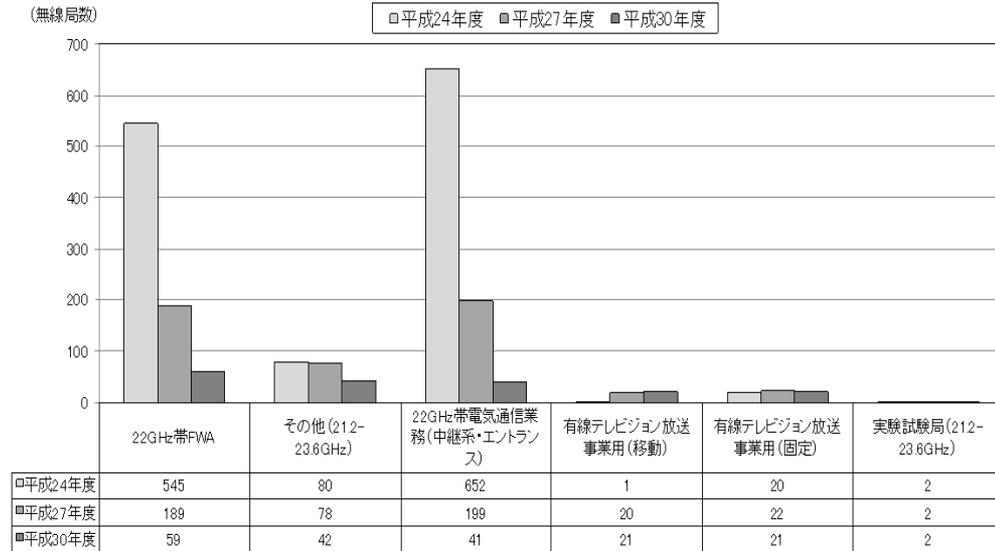
*2 ダウンリンク：17.8-18.6GHz,18.8GHz-20.2GHz
アップリンク：27.5-29.1GHz,29.5-30.0GHz

21.2GHz超23.6GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



調査結果のポイント

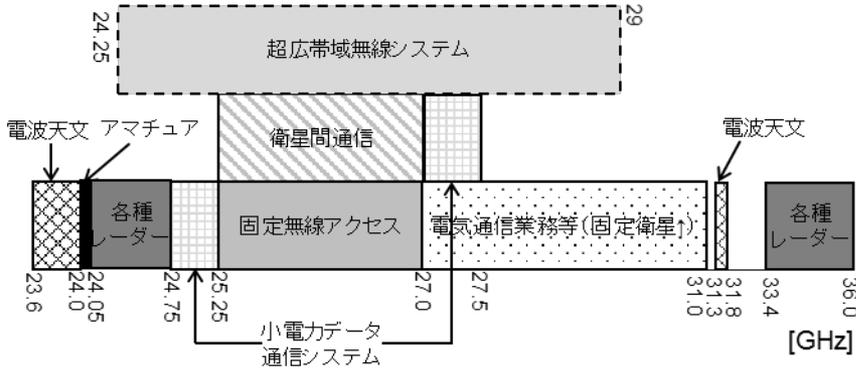
- ▶ 本周波数区分における無線局数の割合は、22GHz帯FWAが31.7%、22GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）が22.0%で、これらのシステムの無線局で5割以上を占める。両システムとも無線局数は前回調査時からそれぞれ2割から3割程度に減少しており、両システムとも全ての免許人が、有線系（光ファイバー等）に代替する予定であることから、今後も減少傾向が続くと想定される。一方、両システムについては、冗長性の確保や経済的な理由、地理的な制約等を理由として、全ての無線局について他の電気通信手段への代替を可能とする免許人はいないことから、引き続き一定の需要があると見込まれる。
- ▶ 23GHz帯を使用する有線テレビジョン放送事業用の無線局数は、横ばいである。当該有線テレビジョン放送事業用（移動）の免許人のうち、約7割の免許人が無線局を増加する予定であるが、有線テレビジョン放送事業用（固定）については、約1割の免許人が無線局を減少する予定である。

評価結果のポイント

- ▶ 22GHz帯FWA及び22GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）は、11GHz帯、15GHz帯及び18GHz帯の電気通信業務用固定局と併せて、光ファイバーの敷設が困難な地域での携帯電話基地局の展開や、携帯電話システムの災害時の信頼性確保のために重要な無線局であり、多値変調方式の導入等、システム高度化のための無線設備規則等の改正を平成27年3月に実施したことも踏まえて、周波数の有効利用を図っており、適切に利用されているものと認められる。
- ▶ 有線テレビジョン放送事業用については無線局数は横ばいである一方、4K・8Kの導入等にとまない通信量の増加が想定されることから、今後、双方向化、多値変調の導入等を促進し更なる周波数の有効利用を図ることが望ましい。

23.6GHz超36GHz以下の周波数帯

電波利用システムの割当て状況

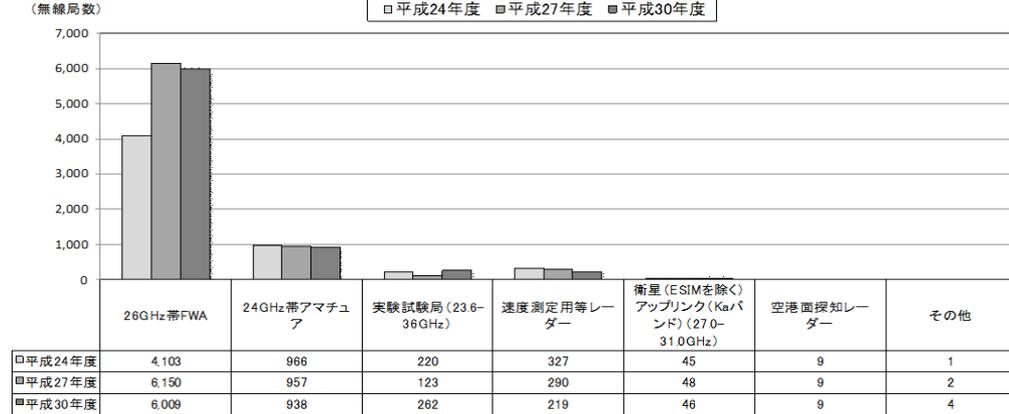


(参考)

■第5世代移动通信システム

- ・27.0-28.2GHz, 29.1-29.5GHz (H31.1月割当て)

無線システム別の無線局数の推移



<その他の内訳>

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5-30.0GHz)	0	0	3
その他(23.6-36GHz)	1	2	1

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
踏切障害物検知レーダー	0	0	0

調査結果のポイント

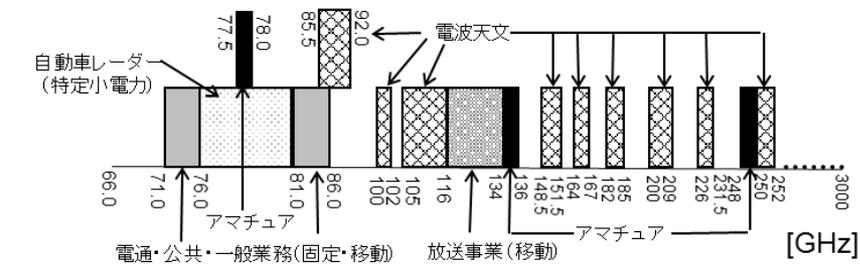
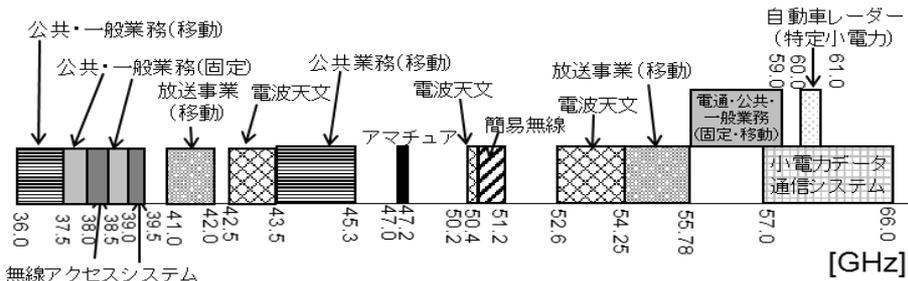
- 本周波数区分の利用状況については、26GHz帯FWAが80.3%、24GHz帯アマチュアが12.5%で、これら2つのシステムが無線局の9割以上を占めている。両システムとも無線局数はほぼ横ばいである。
- 26GHz帯FWAについては、約3割の免許人が今後3年間で無線局を廃止する予定であるが、約6割の免許人が無線局の増設や他の周波数帯を利用する既存無線局を移行させる予定であり、今後も一定の需要が見込まれる。
- 衛星(ESIMを除く)アップリンク(Kaバンド)(27.0-31.0GHz)及びESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5-30.0GHz)については無線局数は1局増加して49局となっている。両システムとも9割以上の免許人が、今後3年間で新規導入により無線局が増加するとしており、今後も無線局の増加が見込まれる。

評価結果のポイント

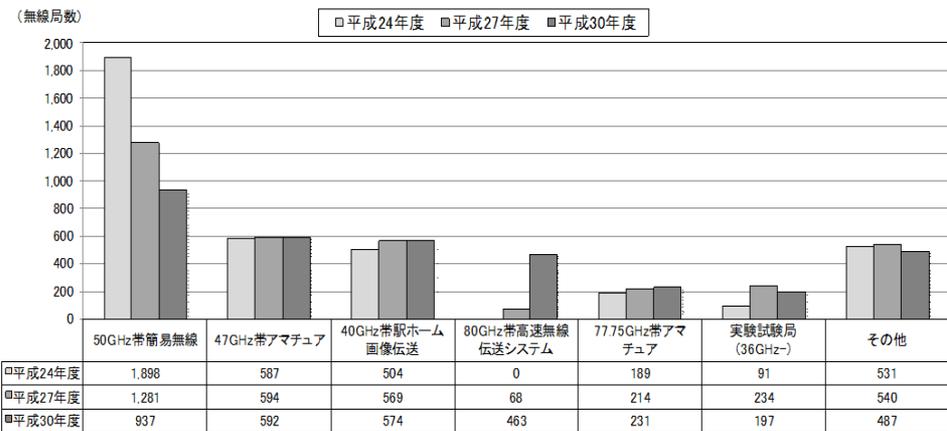
- 26GHz帯FWA及び24GHz帯アマチュアは、今後も一定の利用が見込まれ、これらシステムの重要性から判断すると適切に利用されている。他のシステムについては、無線局数は横ばいであるものの、これらシステムの重要性から判断すると適切に利用されている。
- 平成29年に制度化・サービス開始した移動体向けブロードバンド衛星通信システム(ESIM:アップリンク29.5-30.0GHz帯)の利用拡大が見込まれるほか、今後サービス開始が見込まれるKa帯*非静止衛星コンステレーション等、新たな衛星システムの導入に向けた動きが進んでいる。*ダウンリンク:17.8-18.6GHz,18.8GHz-20.2GHz、アップリンク:27.5-29.1GHz,29.5-30.0GHz
- また、平成31年4月に5Gの特定基地局の開設計画が認定され、今後5Gの利用拡大が想定されるとともに、5Gの需要増に対応するため、24.25-27.0GHz帯及び28.3-29.1GHz帯が5G候補周波数帯として検討が進められているほか、24.25-27.0GHz帯及び31.8-33.4GHz帯はWRC-19で国際的なIMT周波数の特定に向けた検討が行われる予定である。
- これらを踏まえ、本周波数区分において既存無線システムとのダイナミックな周波数共有の可能性のある周波数帯の検討を推進した上で、更なる周波数の有効利用方策の検討を行うことが望ましい。

36GHz超の周波数帯

電波利用システムの割当て状況



無線システム別の無線局数の推移



<その他の内訳>

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
135GHz帯アマチュア	144	150	160
40GHz帯画像伝送(公共業務用)	155	155	143
38GHz帯FWA	34	98	100
40GHz帯公共・一般業務(中継系)	155	88	53
249GHz帯アマチュア	15	17	17
40GHz帯映像FPU	13	13	4

	平成24年度	平成27年度	平成30年度
60GHz帯電気通信業務用(無線アクセスシステム)	12	8	4
55GHz帯映像FPU	1	3	3
120GHz帯超高精細映像伝送システム	0	8	3
120GHz帯映像FPU	0	0	0
その他(36GHz-)	2	0	0

調査結果のポイント

- ▶ 本周波数区分の無線局の割合は、50GHz帯簡易無線が26.9%を占め、47GHz帯アマチュアが17.0%、40GHz帯駅ホーム画像伝送が16.5%となっている。
- ▶ 50GHz帯簡易無線については前回調査時から26.9% (344局) 減少しており、より安価な5GHz帯無線アクセスシステムへの移行等が考えられる。80GHz帯高速無線伝送システムについては、約6.8倍に増加し463局となっており、携帯電話のエントランス回線としての利用増等が考えられる。その他のシステムの無線局数については、ほぼ横ばいで推移している。
- ▶ 80GHz帯高速無線伝送システムについては、約6割の免許人が今後3年間で無線局を増加する予定である。一方、40GHz帯画像伝送(公共業務用)及び40GHz帯公共・一般業務(中継系)については、双方ともに約6割の免許人が他の電気通信手段への移行・代替や廃止などを予定しており、無線局が減少する予定である。

評価結果のポイント

- ▶ 50GHz帯簡易無線、40GHz帯画像伝送(公共業務用)及び40GHz帯公共・一般業務(中継系)については、無線局が減少傾向にあり、今後の動向に注視していくことが望ましい。80GHz帯高速無線伝送システムについては、平成26年の狭帯域化の制度整備後、増加傾向にあり、周波数の有効利用が進んでいると認められる。その他のシステムについては、当該システムの重要性から判断すると適切に利用されていると認められる。
- ▶ 当該周波数帯は、全周波数区分の中で最も高い周波数で、新規周波数の開拓が活発に進められている周波数である。今後も利用可能な周波数を増やすための研究開発や技術試験事務を進め、導入済みの無線システムの普及が円滑に進むよう、ニーズを踏まえ適切に高度化や制度改正等の対応を行っていくことが必要である。
- ▶ 5Gの需要増に対応するため、37.0-43.5GHz帯において5G候補周波数帯として検討が進められているほか、37-43.5GHz帯、45.5-50.2GHz帯、50.4-52.6GHz帯、66.0-76.0GHz帯及び81-86GHz帯はWRC-19で国際的なIMT周波数の特定に向けた検討が行われる予定である。これを踏まえ、本周波数区分において既存無線システムとのダイナミックな周波数共用の可能性のある周波数帯の検討を推進することが望ましい。

令和元年 7 月 1 0 日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可
(令和元年 7 月 1 0 日 諮問第 2 0 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、東出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(広瀬課長補佐、大森係長)

電話：03-5253-5778

日本放送協会放送受信規約の変更の認可

1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第64条第3項の規定に基づき、以下の通り、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）
（受信契約及び受信料）
第六十四条（略）
 - 2（略）
 - 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 4（略）

（1）放送受信規約の変更内容及び理由

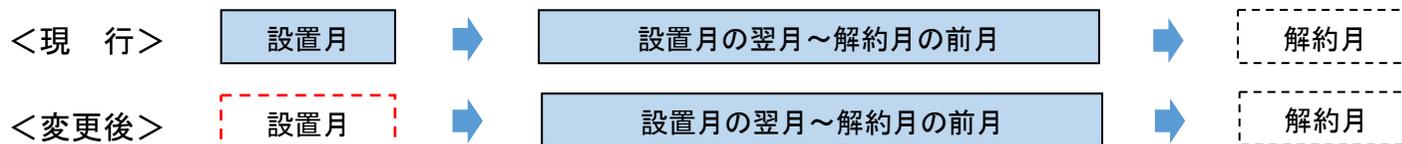
新たに地上系・衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した放送受信契約者の負担軽減を図ることを目的として、受信機を設置し新規に受信契約を締結した場合は、その設置した月について受信料の支払いを不要とし、また、地上契約から衛星契約への契約種別の変更等があった場合は、その変更等があった月について変更前の契約種別の料額と変更後の契約種別の料額との差額の支払いを不要とするため、協会の放送受信規約について規定の整備を行うものである。

なお、本件変更は、NHK受信料制度等検討委員会の答申（平成30年1月12日）及び国民・視聴者からの意見募集（平成31年4月12日から同月25日まで）の結果を踏まえて行うものである。

(2) 受信料の負担軽減の概要

① 受信機の設置月における受信料負担の軽減

- 現行の受信規約では、受信契約者は、受信機を設置した月から受信料を支払うこととされている。
- 今回、新たに受信機を設置した受信契約者の負担軽減を目的として、受信機の設置月の翌月から受信料を支払うものとする。(第5条第1項関係)



② 契約種別の変更月における受信料負担の軽減

- 現行の受信規約では、契約種別の変更を行った月の受信料額について、変更後の受信料額を支払うこととされている。
- 今回、契約種別の変更を行った受信契約者の負担軽減を目的として、料額が高い契約種別へ変更を行った月の受信料額について、変更前の受信料額とする。(第5条第3項関係)

・地上契約から衛星契約に契約種別を変更した場合

	(前月)	(変更月)	(翌月)
<現行>	地上契約	地上契約 → 衛星契約	衛星契約
	地上料金	衛星料金	衛星料金
<変更後>	地上契約	地上契約 → 衛星契約	衛星契約
	地上料金	地上料金	衛星料金

※ 上記①・②の変更により、設置月に料額が低い契約種別へ変更（衛星契約→地上契約）を行うなど、衛星契約を締結した受信契約者が衛星料金の支払いを要しないこととなるケースについて、衛星料金の支払いに関する規定を整備。(第5条第3項第2号但書・第4項関係)

(3) 日本放送協会放送受信規約の変更案

「日本放送協会放送受信規約」新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

変更案					現行				
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。</p>					<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月 <u>（受信機を設置した月に解約となった放送受信契約者については、当該月とする。）</u>まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。</p>				
種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額	種別	支払区分	月額	6か月 前払額	12か月 前払額
地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円	地上 契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円		継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円	衛星 契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円		継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円	特別 契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円		継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円
<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、以下の各号の契約種別の料額とする。</u></p> <p>(1) <u>地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</u></p> <p>(2) <u>衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額とする。</u></p> <p>(3) <u>月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、</u></p>					<p>この表において「口座・クレジット」とは第6条第3項に定める口座振替またはクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは同条同項に定める継続振込または同条第4項に定めるその他の支払方法をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>放送受信契約の種別に変更があったときの当該月分の放送受信料は、変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月に2回以上の契約種別の変更があったときの放送受信料は、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</u></p> <p>(1) <u>衛星契約</u></p> <p>(2) <u>地上契約</u></p>				

前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。

イ 衛星契約
ロ 地上契約

4 以下の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。

(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。

(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。

(新設)

付則
(施行期日)

1 この規約は、令和元年10月1日より施行する。

(放送受信料の支払いに関する経過規定)

2 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、放送受信契約者は、受信機の設置の月(当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。)の放送受信料を支払わなければならない。

3 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である放送受信契約に適用する。

(アナログ放送の終了に関する措置)

付則
(施行期日)

1 この規約は、平成31年4月1日より施行する。

(新設)

(新設)

(アナログ放送の終了に関する措置)

4 (略)

5 (略)

6 NHKは、付則第4項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

7 付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第2項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第5項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

8 (略)

9 付則第5項および第6項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第8項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第4項の届け出」とあるのは「付則第8項の提出」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 (略)

4 NHKは、付則第2項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとするができる。

5 付則第3項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」と、「受信機を設置した月に解約となった」とあるのは「受信機を設置した月にアナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第3項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。

6 (略)

7 付則第3項および第4項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第6項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第2項の届け出」とあるのは「付則第6項の提出」と読み替えるものとする。

(4) 契約条項の変更が事業収支に及ぼす影響

(令和元年度)

減収額 約17.6億円(約126万件)

(令和2年度)

減収額 約37.1億円(約261万件)

(5) 実施しようとする期日

令和元年10月1日から施行する。

2 審査の結果

本件は、協会における今後の収支見通しについての検討結果や、協会の外部有識者から構成される「NHK受信料制度等検討委員会」の答申(平成30年1月12日)を踏まえ、受信料の負担軽減策の一つとして経営計画(2018-2020年度)に盛り込まれており、本年3月に国会の承認を受けた協会の令和元年度予算も、本件による事業収入の減収を踏まえたものとなっている。また、協会は、認可申請に当たって、国民・視聴者を対象とした意見募集(平成31年4月12日から同月25日まで)を実施している。こうした手続を経て、新たに地上系・衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した放送受信契約者の負担軽減を図るため、放送受信規約を変更するものであり、妥当と認められる。

本件による事業収入の減収額は、令和元年度(2019年度)約17.6億円、令和2年度約37.1億円と見込まれているところ、受信料収入に占める割合から大きな影響を及ぼすものでないと認められる。

したがって、申請のとおり認可することが適当であると認められる。

参照条文

○ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 （略）

3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 （略）

（電波監理審議会への諮問）

第七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第八項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第九項（実施基準の認可）、同条第十四項（任意的業務の認可）、第二十二條（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可）、第一百六条の三第一項（経営基盤強化計画の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 （略）

○ 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)（抄）

（契約条項の認可申請）

第二十四条 法第六十四条第三項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 設定又は変更しようとする契約条項

二 設定又は変更しようとする理由

三 契約条項の設定又は変更によつて事業収支に影響を及ぼすときは、その計算又は説明

四 実施しようとする期日